

## 事故発生時における速報について

### 1. 道高体連事務局への報告

#### (1) 報告の基準

- ア. 事故により、生命・身体に危害が及ぶか、及ぶおそれがあるとき。
- イ. 新聞やラジオ・テレビで報道されたり、報道が予測され、問題視されることが予想されるとき。
- ウ. その他、事故の処理、事後の措置等に困難が見通されるとき。

#### (2) 報告者

校長・教頭及び担当者が事実経過と処理の見通しを多目的に検討し、時機を失せず報告する。電話連絡と並行し文書をファックスで報告する。

#### (3) 報告内容

- ア. 事故生徒の氏名、年齢、課程、学科、学年、組
- イ. 事故の発生日時及び場所
- ウ. 事故の概要
- エ. 事故直後の処置
  - (ア) 事故生徒の指導と応急に行った措置
  - (イ) 父母との連絡及び関係機関への連絡
  - (ウ) 学校・関係者がとった当面の指導体制と方針